

令和4年度 千葉県スクールソーシャルワーカー候補者選考 実施要項

千葉県教育委員会
令和3年10月

千葉県教育委員会では、千葉県スクールソーシャルワーカーとして、児童生徒や保護者、教職員に対し、教育分野及び社会福祉に関する専門的な知識・経験に基づいて、適切に助言や支援ができる者を、次のとおり募集する。

1 志願要件

地方公務員法第16条各号のいずれにも該当せず、健康上問題のない者で、次の要件のいずれかを満たす者が志願できる。

- (1) 社会福祉士または、精神保健福祉士の資格を有する者（令和3年度末までに資格取得見込みの者を含む）
- (2) 学校教育及び社会福祉に関して専門的な知識や技術を有し、過去に教育や福祉の分野で活動経験の実績等がある者

※地方公務員法第16条（抄）

（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 千葉県において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定者数

令和4年度予算編成により決定（令和3年度採用実績 44名）

3 選考について

(1) 日時及び会場

選考日 令和3年11月27日（土）

時 間 8：00から16：45

会 場 千葉県総合教育センター

住 所 千葉市美浜区若葉2-13

(2) 選考方法

志願者の中から、提出書類、論文、面接により、名簿登載者を決定し、その中から採用者を決定する。

※令和3年度に千葉県スクールソーシャルワーカーとして採用され、次年度も任用希望の者は、令和3年度の勤務成績を考査して、適当と認められる場合には、論文、面接を受けずに名簿登載者とする場合がある。

(3) 受験番号及び日程連絡

志願者には、11月中旬に受験番号を連絡する。選考日の日程については、11月中旬にホームページに掲載し、論文、面接等の時間を連絡する。併せて、メールでも連絡する。

4 結果通知

- (1) 名簿登載者には、2月中旬頃に電子メールにより通知する。
- (2) 採用候補者名簿に登載されない場合は、2月中旬に郵送にて通知する。
※2月末日までに通知がない場合は、スクールソーシャルワーカー担当まで電話連絡すること。
- (3) 採用内定者へは配置校等の勤務先、年間勤務時間数、報酬等について3月中旬に郵送にて通知する。
- (4) 4月以降引き続き名簿登載者となる方には、3月中旬に郵送にて通知する。
- (5) 志願書の賞罰欄に記載せず、採用手続き中及び採用後に非違行為が発覚した場合は、内定又は採用を取り消すものとする。

5 選考基準

提出書類、論文、面接について以下の観点による評価を行い、その結果を総合的に判断し、名簿登載者を決定する。

- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質・適性
- ・スクールソーシャルワーカーとしての専門性
- ・学校教育や教師の職務への理解、組織への適応力、社会性、協調性
- ・スクールソーシャルワーカーとしての態度、意欲、情熱

6 志願方法

次の書類のうち志願区分により該当するものを、**簡易書留で郵送する**。

令和3年11月10日(水)の消印があるものまでを有効とする。

また、採用等に向けて電子メールでの事務連絡等が必要なことから、誤送信を防ぐために電子メールにてスクールソーシャルワーカー担当宛てに以下の内容を送信する。

この際、使用するメールアドレスを「千葉県スクールソーシャルワーカー志願書」の「3住所等」に記入する。(インターネットを使用できる環境にない場合は不要。)

【メール送信先】 seito-sidou@mz.pref.chiba.lg.jp

【メール送信内容】 件名：令和4年度 千葉県スクールソーシャルワーカー志願

本文：①氏名(漢字)

②氏名(カナ)

③令和3年度に千葉県スクールソーシャルワーカーとして、勤務しているかどうか。

本文(例) ①千葉 花子

②チバ ハナコ

③継続又は新規 ※①～③のみ記載し送信する。

※令和3年度に勤務していた者が継続志願者、その他の者は新規志願者になる。

- (1) 「千葉県スクールソーシャルワーカー志願書」(全員提出)

※本年度の様式を必ず使用する。

- (2) 福祉・教育に係る資格等がある場合は、それを証明するものの写し(全員提出)

※今年度「社会福祉士」、「精神保健福祉士」の試験を受験して合格した者は、合格

通知が届いたら速やかに書類の写しを送付する。また、資格を証明するものが届いたら速やかに書類の写しを送付する。

(3) 官製はがき（新規志願者のみ）

※63円はがき（または63円切手を貼ったはがき）に志願者の郵便番号、住所、氏名（様まで）を表記する。

(4) 返信用封筒（全員提出）

※94円切手を貼った定形（長形3号糊付き）の封筒に志願者の郵便番号、住所、氏名（様まで）を表記する。

(5) 返信用封筒（インターネット使用不可の者のみ提出）

※84円切手を貼った定形（長形3号糊付き）の封筒に志願者の郵便番号、住所、氏名（様まで）を表記する。

(6) 一度受理した提出書類の返却はしない。

(7) 受付の確認には応じかねるので、書留の記録や送付した書類の写し等を保存しておく。

(8) 記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがある。

※詳細については、

- ・千葉県スクールソーシャルワーカー志願書（記入例）
- ・千葉県スクールソーシャルワーカー志願書 作成上の留意点を参照すること。

7 職務内容

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 県教育委員会が行う連絡協議会等への参加

8 勤務条件等

(1) 配置校

県内の公立小中学校（千葉市を除く）、県立高等学校、教育事務所（困難事案や児童虐待事案に対応）に配置する。

なお、配置した学校を拠点校と捉え、地域の小・中・義務教育学校・高等学校の児童生徒の支援をする。

(2) 勤務時間（令和3年度実績）

- ・公立小中学校、県立高等学校（定時制課程を設置している）、教育事務所
1校、1教育事務所当たり年間543時間（週2日、1日7時間45分以内、年35週程度）
- ・県立高等学校（地域連携アクティブスクール）
1校当たり年間624時間（週2日、1日7時間45分以内、年45週程度）

※令和3年度の実績であり、今後変更になる可能性がある。

(3) 報酬等（令和3年度実績）

報酬

- ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を1つ以上有している者は、1時間当たり3,500円

・ 準ずる者（社会福祉士、精神保健福祉士以外）は、1時間当たり2,000円
交通費

・ 実費相当額を支給

※ただし、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等は
支給されない。

(4) 身分

会計年度任用職員

(5) 条件付採用期間

採用後1月間は条件付採用期間となる。なお期間中の勤務日数に応じて条件付採用
期間を延長する場合がある。

(6) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用
され、違反した場合は懲戒処分の対象となる。

(7) 任用期間

令和4年4月～令和5年3月（単年度雇用）

(8) 本募集は、令和4年度の県予算が確定前であるため、勤務条件等は、変更される場
合がある。

(9) その他、不明な点について、下記担当まで問い合わせる。

※詳細については、

・ 令和3年度スクールカウンセラー等取扱要綱（令和4年度については改正を検討中）
を参照すること。

9 その他、選考に当たり必要なことは、千葉県教育委員会が別に定める

10 書類の提出及びお問い合わせ先

【提出先】

〒260-8662

千葉市中央区市場町1-1

千葉県教育庁教育振興部児童生徒課生徒指導・いじめ対策室
スクールソーシャルワーカー担当

【お問い合わせ先】

電話 043-223-4054

（平日8時30分から17時15分まで）

メール seito-sidou@mz.pref.chiba.lg.jp

※ 書類の提出は、簡易書留で郵送すること。